

農港第 433 号 令和7年7月11日

沖縄県教育庁 教育長 殿

沖縄県 農林水産部長 (公印省略)

漁港における危険行為の禁止について(注意喚起)

近年、県内漁港において遊泳や釣り等による水難事故が発生しており、中には児童生 徒の死亡につながるケースも確認されております。

学校関係者におかれましては、児童生徒及び保護者の皆様に対し、下記の危険行為について、注意喚起を徹底するなど、夏休み期間中の水難事故防止に御理解・御協力をお願いいたします。

記

1. 漁港内での遊泳禁止

漁船が航行する漁港内の水域は、水深が深くなっているほか、係留する漁船との接触等の危険性が高いこと、また、漁業活動に支障が生ずることなどの理由により、同エリアでの遊泳や飛び込みなどの危険行為は絶対に行わないでください。

2. 台風等の荒天時における漁港への立ち入り禁止 高波、強風による転落等の危険がありますので、荒天時は絶対に漁港内へ立ち入ら ないようにしてください。

3. 保護者等の同伴のない釣り禁止

釣り等については、水難事故防止、緊急対応等の安全確保の観点から保護者または 監督者の同伴の下で実施してください。